山口県農林総合技術センターにおける研究活動上 の不正行為の防止及び対応に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県農林総合技術センターにおける公的資金を用いた 研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合 における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
- (1) 研究活動上の不正行為
 - ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
 - ・捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - ・改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ・盗用:他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
 - ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会 通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- (2) 研究者等

山口県農林総合技術センターに所属する職員のうち、公的資金を用いた研究 に従事している者又は携わる者

- (3) 部局
 - 農林業技術部
 - · 畜產技術部

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者によ

る検証可能性を担保するため、研究ノート、実験データその他の研究資料等を 10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合に は、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 所長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、山口県農林総合 技術センター全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動 を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部責任者(コンプライアンス推進責任者))

第5条 各技術部長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止 等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講 じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

- 第6条 所長は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限 を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、企画戦略部長を充てるものとす る。
- 2 研究倫理教育責任者は、第2条第3号に規定する部に所属する研究者等に 対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第3章 通報の受付

(通報の受付窓口)

第7条 通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、統括管理責任者(次長)及び副統括管理責任者(企画戦略部長)がその任を務めるものとし、企画戦略部に受付窓口(以下「通報窓口」という。)を置くものとする。

(通報の受付体制)

- 第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。
- 2 通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研 究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その

他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

- 3 通報窓口の責任者は、匿名による通報について、必要と認める場合には、所 長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 通報窓口の責任者は、通報を受け付けたときは、速やかに、所長に報告する ものとする。所長は、当該通報に関係する技術部長に、その内容を通知するも のとする。
- 5 通報窓口の責任者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正 行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者 又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事 案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限 る。)は、所長は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

- 第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。
- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認 して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を 確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口の責任者は、所長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、所長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口の職員の義務)

- 第10条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者及び調査対象者 の秘密の遵守その他通報者及び調査対象者の保護を徹底しなければならない。
- 2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講じるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第11条 この要綱に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのでき た秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 所長は、通報者、調査対象者、通報内容、調査内容及び調査経過について、 調査結果の公表に至るまで、通報者及び調査対象者の意に反して外部に漏洩 しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 所長は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 所長又はその他の関係者は、通報者、調査対象者、調査協力者又は関係者に 連絡又は通知をするときは、通報者、調査対象者、調査協力者及び関係者等の 人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければ ならない。

(通報者の保護)

- 第12条 所長又は各技術部長は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 山口県農林総合技術センターに所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 所長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、山口県職員等公益通報制度実施要綱その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 所長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したこと を理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当 該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(調査対象者の保護)

- 第13条 山口県農林総合技術センターに所属する全ての者は、相当な理由な しに、単に通報がなされたことのみをもって、当該調査対象者に対して不利益 な取扱いをしてはならない。
- 2 所長は、相当な理由なしに、調査対象者に対して不利益な取扱いを行った者

がいた場合は、山口県職員等公益通報制度実施要綱その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 所長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該調査対象者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該調査対象者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

- 第14条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本要綱において、悪意に基づく通報とは、調査対象者を陥れるため又は調査対象者の研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。
- 2 所長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事通報その他必要な措置を講じることができる。
- 3 所長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁 に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第15条 第8条に基づく通報があった場合又は山口県農林総合技術センターがその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、所長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、所長が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その 他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリン グを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第16条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正

行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第17条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して20日以内に、予備調査結果を所長に報告する。
- 2 所長は、予備調査結果を踏まえ、通報の受付から30日以内に、本調査を行 うか否かを判断する。
- 3 所長は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び調査対象者に 対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 所長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 所長は、本調査の要否を判断したときは、通報の受付から30日以内に、当 該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第18条 所長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の委員の半数以上は、山口県農林総合技術センターに属さない 外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び調査対 象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会は、次長をもって委員長に充てるほか、委員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 所長が指名した者 若干名
- (2) 研究分野の知見を有する者 若干名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 若干名

(本調査の通知)

- 第19条 所長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び調査対象者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた通報者又は調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、所長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 所長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、 その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会

委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。

(本調査の実施)

- 第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日 以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、通報者及び調査対象者に対し、直ちに、本調査を行うことを 通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、研究ノート、 生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査 を行うものとする。
- 4 調査委員会は、調査対象者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、調査対象者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 通報者、調査対象者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が 円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会 の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の 判断により、本調査に関連した調査対象者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る 研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をと るものとする。
- 2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が山口県農林総合技術 センターでないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関し て、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究 機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の研究活動を 制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 所長は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る研究活動

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第25条 調査委員会の本調査において、調査対象者が通報された事案に係る 研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該 研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに 論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根 拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第5項に定め る保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

- 第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して140日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、140日以内に認定を行うことができない合理 的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して所長に申し出て、 その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査 を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の 認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ち に、所長に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第27条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。 保存義務期間の範囲に属する生データ、研究ノート、実験試料・試薬及び関係 書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第28条 所長は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を通報者、調査対象者 及び調査対象者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通 知するものとする。調査対象者が山口県農林総合技術センター以外の機関に 所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 所長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び 関係省庁に報告するものとする。
- 3 所長は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が山口県 農林総合技術センター以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも 通知するものとする。

(不服申立て)

- 第29条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された調査対象者は、 通知を受けた日から起算して14日以内に、所長に対して不服申立てをする ことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを 繰り返すことはできない。
- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(調査対象者の不服申立ての 審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定につい て、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。所長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 前項に定める新たな調査委員は、第18条第2項及び第3項に準じて指名 するとともに、第19条各号に準じた手続を行う。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、所長に報告する。報告を受けた所長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直 ちに、所長に報告する。報告を受けた所長は、不服申立人に対し、その決定を 通知するものとする。
- 7 所長は、調査対象者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、 通報者から不服申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとす る。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。不服申立て の却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第30条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、 再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員 会は、直ちに所長に報告する。報告を受けた所長は、不服申立人に対し、その 決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、30日以内に再調査を行い、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに所長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して所長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 所長は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を 通報者、調査対象者及び調査対象者以外で研究活動上の不正行為に関与した と認定された者に通知するものとする。調査対象者及び調査対象者以外で研 究活動上の不正行為に関与したと認定された者が山口県農林総合技術センタ 一以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該 事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第31条 所長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合 には、関係課と調整の上、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、山口県農林総合技術センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論 文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与 した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、調査対象者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、調査対象者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 所長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第32条 所長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 所長は、資金配分機関又は関係機関から、調査対象者の該当する研究費の支 出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 所長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動

上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命じるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第34条 所長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文 等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応じるか否かの意思表示を所長に行わなければならない。
- 3 所長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第35条 所長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 所長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回 復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第36条 所長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定 された場合は、被認定者に対して、関係課と調整の上、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)及び職員の懲戒の手続、効果等に関する条例(昭和 26 年 山口県条例第 44 号)その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
- 2 所長は、前項の処分を課したときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に 対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第37条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、所長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。
- 2 所長は、関係する技術部長に対し、是正措置等をとることを命じることができる。
- 3 所長は、本調査開始から150日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に

関与した者が関わる他の資金における管理・監査体制の状況、第1項及び第2項に基づいてとった再発防止計画等を含む最終報告書を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、本調査の中間報告を配分機関等に提出するものとし、完了後は、速やかに最終報告書を提出するものとする。

附則

- この要綱は、令和4年7月29日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。